

■本籍・戸籍について

- 問： 住居表示実施区域外に本籍がある場合はどうすればいいですか？
- 答： 実施区域以外に本籍がある方は変わりません。
本籍変更の手続は不要です。
- 問： 本籍を住居表示と同じような表示にする場合は手続が必要でというの、
具体的にはどういふことでしょうか？
- 答： 住所を本籍に合わせたい場合、本籍も住所の二番目の番号（街区符
号）までにすることができます。
例えば高ヶ坂一丁目1234番地56の本籍を高ヶ坂一丁目22番
とすることです。
そもそも本籍は土地につけるものであることから、住居表示区域で
行えるのは街区符号までとなります。
- 問： 本籍は変えなくてはいけないですか？
- 答： 本籍は手続をしなくても市で町名のみ変更します。
住居表示に合わせた本籍への変更は希望がない場合は必要ありません。
- 問： 戸籍の証明書を申請する時にはどうすればよいですか？
- 答： 申請の際は、現在の本籍の町名のみ変えて申請してください。
なお、転籍をした場合は、その本籍で申請をしてください。
市外にお住まいで本籍が実施区域内にある方も同じです。
- 問： 本籍変更証明は、こちらから出向いて請求すれば発送を待たず
もらえますか？
- 答： 戸籍自体は実施日に変更されていますので、市民課や市民センター
で取ることができます。
- 問： 本籍地が他市町村なのですが、その場合は町田市が連絡してくれる
のですか？
- 答： 町田市から他市町村へ通知します。
その結果、本籍の附票に記録されている住所が修正されます。
- 問： 本籍を市外に登録していますが、今回の住居表示実施にあわせ、
本籍を新住所地へ移すことは可能ですか？
- 答： 手続きとしては可能です。
ただし、以下の2点より市町村をまたがった転籍はこの際だから
やっしまおうというはお勧めできません。
- ①市町村をまたがった転籍をすると、現在の戸籍を除籍して新しく
戸籍を作ることになります。
その際、住所の履歴が記載されている附票も新しくなりますが、
新しい附票にはその時点からの住所しか記載されません。
現在の本籍にある戸籍の附票は、除籍後5年で廃棄されますので、
その時点でそれ以前の住所の履歴を追うことができなくなります。
過去の住所の証明が必要となった際に、証明する手段がなくなり
ます。
 - ②戸籍自体も基本事項のみが新しい戸籍に記載されるため、例えば
相続等の際に、家族関係を調べるため、過去の戸籍が全て必要に
なる場合があり、転籍をした分だけ取得する戸籍が増えます。

■不動産登記の手続きについて

- 問： 不動産の登記は市外のものでも郵送で大丈夫ですか？
- 答： 郵送でも大丈夫ですが、それぞれ管轄の法務局に対して行ってください。
お渡ししている登記申請書の町田出張所宛の部分、それぞれの法務局
宛に二重線で修正してください。
- 問： 町田市以外に土地を持っている場合は手続きの費用がかかりますか？
- 答： 住居表示実施に伴う変更の費用はかかりませんが、法務局への
郵送等に要する費用は負担願います。
- 問： 不動産の共有の相手が区域外に住んでいますが、登記申請の際にその人の
住民票等の証明も必要ですか？
- 答： 必要ありません。
- 問： 不動産を妻と共有名義にしていますが、登記申請書にはどのように
記載すればよいですか？
- 答： 登記申請書の変更後の事項及び申請人の欄に共有者氏名・住所を併記
押印して申請してください。
- 問： 私道が共有名義となっており、今回の住居表示実施区域外の所有者
もいる場合に、申請書は連名で提出しなければいけませんか？
- 答： 連名とせず、住所を変更する方がそれぞれ申請してください。

問： 登記の住所変更は代理でやっても大丈夫でしょうか？

答： **委任状があれば、代理の方でもできます。**

問： 登記変更手続きは法務局へ郵送で申請することはできますか？

答： **できます。また、完了証の郵送受領を希望される場合は、定型返信用封筒に392円分の切手を貼ったものを同封してください。**

問： 一軒の敷地のなかに何筆かあった場合は、どうすればいいですか？

答： **登記の住所変更は筆ごとに必要です。登記申請書に、継続紙を使用すれば同時に申請できます。住所は住居番号決定通知書に表記してある住所を使ってください。**

■運転免許証・車検証の手続きについて

問： 免許証の住所変更は家族の分を一人でまとめてできますか？

答： **まとめて変更できます。家族全員の免許証と住居番号決定通知書を持って行ってください。ただし、運転する場合に、免許不携帯にならないように注意してください。**

問： 運転免許証について、本籍地が実施地区内の場合は住所は地区内になくても変更しなければなりませんか？

答： **急いでの必要はありませんが、手続きは必要です。**

問： 他県の警察署で運転免許証の住所変更はできますか？

答： **他県の警察署ではできません。都内の警察署で手続きをお願いします。**

問： 車検証の住所変更について、東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所や軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所まで行くには遠いため、市役所出張受付はできないのですか？

答： **できません。車検証をコンピューター処理する必要があるため、直接窓口で申請することとなります。また、郵送による申請もできません。**

問： 東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所や軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所は、土日・祝祭日に手続きはできますか？

答： **両機関とも土日・祝祭日には手続きできません。受付時間は平日の午前8時45分から11時45分、午後1時から4時となります。**

■住所の表示方法等について

問： 高ヶ坂の「ヶ」は大きいですか？小さいですか？また、読み方は「こがさか」か「こがさか」か、どちらですか？

答： **大きい「ヶ」を使用しているものもありましたが今回の実施に伴い、小さい「ヶ」となりました。また、読み方は「こがさか」に決まりました。**

問： 「番」と「号」というのはつけないとダメですか？

答： **正式には○丁目○番○号という表記ですが、一般的に記す場合にはハイフンを使用していただいて構いません。（高ヶ坂1-22-33など）**

問： 正式な住所の数字の表し方はどうなりますか？

答： **町名は漢数字（一、二、三・・・）で、地番や街区符号と住居番号は算用数字で表すのが正式です。**

問： 今後敷地が分割され、家が複数建つような場合は、孫番がつくことはありますか？

答： **今建っている建物だけに番号をつけている訳ではなく、これから建てられることを想定して番号を確保するように考慮しています。ただ、どうしても足りなかった場合には孫番をつける可能性はあります。**

■住居番号決定通知書について

問： 住居番号決定通知書が足りない場合、郵送で請求することはできますか？

答： **通知書が不足の場合、証明書を発行いたします。証明が必要な方の氏名と住所、請求者の氏名、住所、連絡先等の情報を記載した申請用紙と切手を貼った返信用封筒をご用意いただければ郵送でも受け付けております。なお、証明が必要な方の氏名を入れる場合は申請者の本人確認ができる証書等のコピーも同封してください。請求先は住民登録のある方は市民課、法人・事業所や住民登録のない方は土地利用調整課です。**

問： 決定通知書は個人だけの分ももらえますか？

答： **今後発行する住所変更の証明書は個人単位の記載になります。**

問： 海外への手続きに対して、英文の通知書は出してもらえますか？

答： **英文の通知書・証明書は作成しておりません。**

■郵便局関係について

問： お知らせ用はがきを書く際、シールで作ったものを貼り付けても大丈夫ですか？

答： シールで作っていただいても大丈夫です

問： お知らせ用はがきが足りなくなったらどうすればいいですか？

答： **町田郵便局にお問い合わせください。**
ただし、在庫がなくなり次第配布は終了となります。

問： 郵便局への届出は必要ですか？

答： **郵便局は特に必要ありません。**
ただし、ゆうちょ銀行はご自身での手続きをお願いいたします。

問： 郵便物は2、3年の間は旧住所でも届くと聞いていますが、何年かたった場合どうなりますか？

答： 郵便局には住所が変更になった記録は残ると聞いていますが、5年~10年くらい経つと、遅れたり届かない場合が出てくるかもしれないとのことです。

■年金関係について

問： 年金の手続きは市役所で一括してできないのですか？

答： お手数ですが手続きが必要なものを手続きのしおりでご確認いただき、個別に手続きをお願いします。

問： 厚生年金基金は届出しなくていいのですか？複数の年金を受け取っているのですか？

答： しおりに書かれているもの以外は、ご自身でのお問い合わせが必要なのでお手数ですがお問い合わせください。

■恩給関係について

問： 重人恩給の住所変更届けはどのようにすれば良いのですか？

答： **住民登録上の住所と現住所が同じ方は手続きは必要ありません。**
住民登録を現住所でしていない方は住所変更届を恩給局へ提出する必要があります。

■医療・福祉関係について

問： 大気汚染の医療券の住所変更はどのようにすれば良いのですか？

答： お手数ですが手続きが必要なものを手続きのしおりでご確認いただき、個別に手続きをお願いします。

問： 被爆者健康手帳の住所変更はどのようにすれば良いのですか？

答： 手帳、印鑑、手当証書（手当受給者のみ）、住居番号決定通知書をお持ちになり、福祉総務課へ届出をしてください。

■税務関係について

問： 税務署への確定申告等の住所変更の届出は必要ですか？

答： 必要ありません。前年度の申告をされた方に旧住所が記載された申告書が送付されますので、申請書に印字されている住所を二重線で消し、新住所を記載してください。

■住基カード関係について

問： 写真つきの住基カードについて、写真はそのままでもいいですか？

答： 写真はそのまま結構です。
変更手続きに写真を持っていく必要はありません。

問： 住基カードの住所変更は代理でやっても大丈夫でしょうか？

答： 委任状があれば、代理の方でもできます。

■成年後見人関係について

問： 現在成年後見人（補助人・保佐人・任意後見人）に選任されていますが、被後見人（被補助人・被保佐人・被任意後見人）に送付された通知一式を送付してもらえませんか？

答： 土地利用調整課へ成年後見人（補助人・保佐人・任意後見人）であることが確認できる登記事項証明書（3ヶ月以内のもの、補助人・保佐人・任意後見人であれば代理行為目録含む）を持参いただければ後日送付します。
※代理行為目録の内容によっては送付できない場合もございます。

■その他の手続き等について

問： 銀行によって、届出が必要なところとそうでないところがあるようですが、住居表示は一括で変わるのに、手続きをしなければならないのですか？

答： 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、ゆうちょ銀行、八千代銀行、横浜銀行に問い合わせをしました。八千代銀行は、「手続きは不要」とのことですが、それ以外は「手続きをお願いします」とのことでした。また、上記以外の金融機関にしましては、お手数ですがご自身でお問い合わせのうえ、必要な場合、お手続きをお願いします。

問： NTT、ジェイコム、固定電話は手続き不要とのことですが、携帯電話は別ですか？

答： 各社で手続きが異なるのでお問い合わせください。

問： 戸番票を破損してしまった場合はどうすればいいですか？

答： 壊れてしまったら破棄していただいて結構です。新しいものを希望される場合、市民課にお問い合わせください。

問： パスポートの住所は二本線での訂正とありますが、これは手書きでもいいのですか？

答： 手書きで大丈夫です。

問： 車庫証明はどのように書けばいいですか？

答： 土地に由来するものは土地の所在を使用するので、車庫証明は地番を使ってください。申請者欄は住所を使ってください。

問： 町内会や自治会の区域について変更はありますか？

答： 住居表示の実施に伴い、市が変更を求めることはありません。